

母子保健事業

問合せ

健康増進課 TEL 0299-90-1331
はさき保健・交流センター TEL 0479-21-5132
こども家庭課 TEL 0299-77-9288

神栖市では、これからお父さん、お母さんになる方が安心して赤ちゃんを迎えられるように妊娠・出産・育児に関するセミナーを行なっております。ぜひお気軽にご参加ください。

※ 定員になり次第受付終了となります。お早めにお申込みください

母子健康手帳の交付

※電話での予約も受付しております。

妊産婦一般健康診査受診票及び新生児聴覚検査・1か月児一般健康診査受診票も合わせて交付します。

実施時間 月～金(年末年始、祝日を除く) 午前8:30～午後5:15

場所 こども家庭課、はさき保健・交流センター

持ち物 マイナンバーがわかるもの、本人確認ができる書類、妊婦の金融機関の口座番号がわかるもの

※ 詳しくは、右の二次元コードから神栖市ホームページをご確認ください



マタニティセミナー

※前週の金曜日までにご予約ください

予約制

①妊娠・出産編 妊娠・出産についてグループワーク、助産師の話、妊婦体操

②産後・育児編 産後・育児についてグループワーク、保健師の話、だっこ、おむつ交換の練習

対象者 初産婦(妊娠週数31週6日まで)

実施日 ① 妊娠・出産編 5月16日(木)、8月22日(木)、11月 7日(木)、2月 6日(木)
② 産後・育児編 5月22日(水)、8月28日(水)、11月13日(水)、2月12日(水)

実施時間 ① 妊娠・出産編 午前 9:30～12:00
② 産後・育児編 午前10:00～11:30

会場 神栖市保健センター 持ち物 母子健康手帳・筆記用具

※ ①妊娠・出産編に参加される方は、ヨガマット等の敷物を持参



ニューファミリーセミナー

※前週の金曜日までにご予約ください

予約制

育児に関するセミナー、沐浴の実習・妊婦体操

対象者 初妊婦と夫(妊娠週数35週6日まで)

実施日 5月25日(土)、8月31日(土)、11月16日(土)、2月15日(土)

実施時間 前半 午前9:15～10:15 後半 午前11:00～12:00

会場 神栖市保健センター 持ち物 母子健康手帳・筆記用具



発育栄養相談

※前週の金曜日までにご予約ください

予約制

保健師・管理栄養士等による乳幼児の身体測定、発育発達、授乳・離乳食等 についての相談を行っています。

対象者 就学前の乳幼児と保護者

実施日 4月9日(火)、5月13日(月)、6月11日(火)、7月9日(火)、8月13日(火)、9月12日(木)、10月8日(火)、11月12日(火)、12月16日(月)、1月7日(火)、2月 5日(水)、3月11日(火)

実施時間 午前9:30～11:00

会場 神栖市保健センター 及び はさき保健・交流センター

持ち物 母子健康手帳・バスタオル



離乳食教室

※前週の金曜日までにご予約ください

予約制

離乳食初期の内容を中心に、作り方、進め方、与え方等について調理の実演を交えてお話しします。

対象者 5・6か月児の保護者

実施日 5月 8日(水)、7月 3日(水)、9月11日(水)、11月13日(水)、1月15日(水)、3月12日(水)

実施時間 午前10:00～11:30

会場 神栖市保健センター 持ち物 筆記用具・抱っこひも(お子さんも参加する場合)



発達相談

※相談日の2週間前までにご予約ください。また、事前に保健師との面接が必要です

予約制

公認心理師による子どもの発達・関わり方についての相談

対象者 1歳7か月児からの就学前の幼児と保護者

実施日 4月2日(火)、4月18日(木)、5月16日(木)、6月4日(火)、6月20日(木)、7月18日(木)、8月6日(火)、8月22日(木)、9月19日(木)、10月1日(火)、10月17日(木)、11月21日(木)、12月3日(火)、12月19日(木)、1月16日(木)、2月4日(火)、2月20日(木)、3月27日(木)

実施時間 ① 午前9:00～ ② 午前10:15～ ③ 午後1:00～ ④ 午後3:00～

会場 神栖市保健センター



一般不妊治療費助成事業

保険適用外の不妊検査および一般不妊治療費の一部を助成します。

上限5万円

※ 対象要件があります



不育症治療費助成事業

2回以上の流産等により不育症と診断された方を対象に、経済的負担の軽減を目的に、不育症の検査及び治療費の一部を助成します。

1年度中1回で上限10万円

※ 対象要件があります



新生児聴覚検査・1か月児一般健康診査費用助成

出産後に医療機関で実施する新生児聴覚検査(赤ちゃんの耳の聞こえの検査)費用と生後1か月頃に実施する1か月児一般健康診査の費用の一部を助成します。



未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を最長1歳まで公費により一部負担する制度です。



2か月児家庭訪問事業

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師、助産師又は看護師が訪問することにより、赤ちゃんの体重測定や育児に関する様々な不安や悩みをお聞きし、予防接種など子育てに関する必要な情報提供を行います。



産後ケア事業

生後1年未満のお子さんとお母さんと、出産後、産後ケアを必要とする方を対象に医療機関や助産所などで母子の心身のケアや授乳指導・育児相談などが受けられる産後ケア事業を実施しています。

